

「建築士サポートセンター」開設

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします

(一社)鹿児島県建築士事務所協会

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター

(公社)鹿児島県建築士会

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月から、旧4号建築物※の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。 ※階数2以上又は延べ面積200㎡超の木造一戸建て住宅等

国土交通省では、改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートすることを目的として全ての都道府県に「建築士サポートセンター」を開設します。

本県においては(一社)鹿児島県建築士事務所協会、(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター及び(公社)鹿児島県建築士会の3団体に設置されます。

どうぞお気軽にご連絡ください。お待ちしております。

建築士サポートセンターの概要

【サポートの流れ】

- ①申込者が上記の3団体のうちいずれかに電話・別紙申込書等にてサポートの申込み
※国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする又はお断りする場合があります
- ②3団体で対応可能なサポート員を選定して日程等を調整
- ③サポート員が申込者から提出された図面等一式をあらかじめ確認
- ④サポート員から申込者に対して助言・指摘等を実施（対面又はWEB）

【サポート内容】（詳細な項目は最後をご覧ください。）

※以下のアドバイスをを行います。これらは基準への適合性を判断するものではありません。

- ・確認申請図書の作成アドバイス（壁量計算、省エネ仕様基準適合）
- ・建築物省エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の手続きアドバイス
- ・住宅ローン減税に必要な省エネ住宅性能証明書作成アドバイス

【サポート費用】 無料

【サポート期間】 令和6年12月1日～令和7年2月28日

【サポート申込方法】

申込書をメール又はFAXで各団体の窓口にご提出ください。

(一社) 鹿児島県建築士事務所協会

〒890-0055
鹿児島市上荒田町29-33 鹿児島建築設計会館
TEL : 099-251-9887 FAX : 099-251-9871
E-mail :kakenjikyo@po4.synapse.ne.jp

(公社) 鹿児島県建築士会

〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16-301号 公社ビル326号
TEL : 099-222-2005 FAX : 099-226-2019
E-mail :info@sakurajima.or.jp

(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター

〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16-228 公社ビル2階
TEL : 099-224-4548 FAX : 099-226-3970
E-mail :shinsa@kjc.or.jp